

観光地域づくりのための 支援メニュー集

(令和7年度 予算確定版)

観光地域づくり法人（DMO）や自治体などの取組に役立つ
各府省庁の施策を集約しました

令和7年4月

～目次～

I【ソフト事業】. 地域の魅力を向上したい！地域資源を活用したい！（P.13～）

- **持続可能な観光推進モデル事業**（国土交通省 観光庁）……………13,14
[地域が観光地としての自らの価値を磨きながら成長を続け、次世代に受け継がれていくためには、環境、文化、社会・経済面の持続可能性が必須。また、観光地・観光産業が、収益性の向上を通じて必要な投資・人材育成を進め、持続可能なあり方で発展していくことが重要。
海外からの観光客数増加及び“持続可能な観光”に関するニーズの増加トレンドを逃さず、将来にわたって我が国の多様な観光地が“選ばれ続ける観光地”となることを支援すべく、観光計画策定支援・モデル実証を実施する。]
- **地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業**（国土交通省 観光庁）……………15,16
[観光立国推進基本計画（R5.3閣議決定）では、訪日外国人旅行者一人当たりの地方部における宿泊数を、令和7年までに2泊とすることを目標としている。（令和元年1.4泊）
その達成に向けて、地方部での滞在時間や宿泊数の増加に資する取組をより一層推進していく必要があることから、2025年大阪・関西万博の開催も見据え、持続可能なあり方で旅行者の地域周遊・長期滞在を促進するため、観光地域づくり法人（DMO）が中心となり、地域が一体となっていく取組に対して、総合的な支援を行う。]
- **地域・日本の新たなレガシー形成**（国土交通省 観光庁）……………17,18
[将来にわたって国内外から旅行者を惹きつけ、継続的な来訪や消費額向上につながる、地域・日本のレガシー（遺産）となる新たな観光資源を形成するため、令和4年度より各地方運輸局等で実現可能性調査・プラン作成を実施。
令和7年度以降は、令和6年度までに発掘した事業のうち日本を代表する魅力となり得る良質な案件を対象に、事業の実現に向け重点的に検討する。]
- **地域の担い手展開推進事業**（内閣府）……………19,20
[内閣府地方創生推進室では、地域の稼ぐ力を高めるとともに、地方の社会課題解決を促進するために、「地域資源の価値向上」に資する地域商社等の事業者や「地方での生活に必要な機能の提供」を行う社会課題解決の担い手の起業促進、経営課題への対応力強化を、ポータルサイト上での優良事例等の情報発信やセミナーを通じて支援している。]
- **伝統的工芸品産業支援補助金**（経済産業省）……………21,22
[「伝統的工芸品産業の振興に関する法律（以下「伝産法」）」第2条に基づき指定を受けた伝統的工芸品を対象とし、伝統的工芸品を製造する協同組合等が、同法の規定により経済産業大臣の認定を受けた各種事業計画に基づき実施する、後継者育成や需要開拓・意匠開発等の取組を支援する。]
- **訪日外国人対応による輸出促進連携支援事業**（農林水産省）……………23,24
[農林水産省では、地域の食やそれを支える農林水産業、伝統文化等の魅力で、訪日外国人を誘客する地域を、「SAVOR JAPAN」として農林水産大臣が認定しています。
海外の消費者の日本食・食文化への興味・関心を高めるとともに、新たな需要の創出に繋げる好循環の構築に向け、インバウンドによる食関連消費と農林水産物・食品の輸出の相乗的な拡大を図るため、SAVOR JAPAN認定地域の磨き上げの実施等により、認定地域の共通性を生かしたテーマによる連携や効果的な誘客等を促進する取組を支援します。]
- **スポーツによる地域活性化・まちづくりコンテンツ創出等総合推進事業**
（文部科学省 スポーツ庁）……………25,26
[地域資源とスポーツが融合した観光を楽しむ「スポーツツーリズム」について、回復基調にある訪日旅行者を主なターゲットとし、引き続き、ニーズに沿った効果的な取組事例の創出、DXを活用したプロモーション等によるスポーツツーリズム・ムーブメントの創出を進める。合わせて、武道含めたスポーツツーリズムの認知拡大による地方誘客につなげながら、訪日旅行者等のニーズの変化を的確に見極め、地域スポーツ資源を活用した国内外から選ばれるコンテンツの戦略的な創出を図る。]
- **ガーデンツーリズムの推進（庭園間交流連携促進計画登録制度）**（国土交通省）……………27,28,29
[複数の庭園等が連携し、多様な庭園等の個性を十分に発揮するように磨き上げを図ることで、魅力的な体験や交流を創出する取り組みを促進し、地域の活性化と庭園文化の普及を図る。]

- **地域における受入環境整備促進事業**(国土交通省 観光庁／国土交通省)……………30,31

[我が国の各観光地における観光客の受入環境整備に当たっては、順調に増加するインバウンド旅行者を含めた観光客に対してストレスフリー・バリアフリーで快適な旅行を満喫してもらうための環境整備の側面と、観光地の住民の生活の質を確保しつつ、地域資源の保全・活用等を推進する側面の両面を、持続可能なあり方で追求することが重要。本事業においては、全国の観光施設・公共交通機関等における受入環境整備の取組を支援するとともに、地域資源の保全・活用等に資する取組を集中的に支援。]
- **街なみ環境整備事業**(国土交通省)……………32

[住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅・地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成する。]
- **離島活性化交付金**(国土交通省)……………33,34

[離島における地域活性化を推進するため、地方自治体等による離島の観光情報の発信、交流人口・関係人口拡大のための仕掛けづくり及び島外住民との交流の実施・繋がり構築の推進など、観光の推進による交流の拡大を支援する。]
- **地域再生制度**(内閣府)……………35,36

[地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法に基づき地方公共団体が作成する地域再生計画の認定等を行う。]
- **中心市街地活性化制度**(内閣府)……………37,38

[少子高齢化、消費生活等の状況変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合かつ一体的に推進。
地方公共団体、地域住民及び関連事業者が相互に密接な連携を図りつつ主体的に取り組むことの重要性にかんがみ、その取組に対して国が集中的かつ効果的に支援を行う。]
- **地域公共交通確保維持改善事業**(国土交通省)……………39,40

[地域のバス・鉄道の減便・廃止や運転者の不足等により、地域住民の移動に不便が生じているという現状の改善や、我が国成長のエンジンである観光需要の地方誘客に向けた観光二次交通の確保は、待ったなしの課題。「交通空白」解消に向け、「地域の足」「観光の足」の確保を強力に進めるとともに、デジタル技術も活用し、地域のあらゆる関係者が参画した連携・協働の取組を進め、地域交通の「リ・デザイン」を全国的に展開。]
- **かわまちづくり支援制度**(国土交通省)……………41,42

[河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれにつながるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化、観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した賑わいある良好な空間形成を目指します。
民間事業者の方々も、自ら発意をして「かわまちづくり計画」を策定する主体者となることが可能です。
民間事業者の方々にも気軽に相談いただける「かわまちづくりよろず相談窓口」を開設しています。]
- **農山漁村振興交付金のうち地域資源活用価値創出対策**(農林水産省)……………43,44

[農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、付加価値を創出することによって、農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図る取組等を支援。]
- **農山漁村振興交付金のうち地域資源活用価値創出対策(農泊推進型)**(農林水産省)……………45,46

[農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の実施体制の整備や経営の強化、食や景観の観光コンテンツとしての磨き上げ、国内外へのプロモーション、古民家を活用した滞在施設の整備等を一体的に支援。また、農泊施設の避難所等としての活用を推進。]
- **ICT等を活用した観光地のインバウンド受入環境整備の高度化**(国土交通省)……………47,48,49,50

[インバウンドの更なる増加に伴い、消費額の拡大や地方誘客の促進を図りながら、高い経済効果を全国に波及させるため、全国の観光地における個々の観光スポットや広域的な周遊に係る一体的な環境整備の取組等を支援する。]

- **オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業** (国土交通省 観光庁)51,52
 [国内外の観光需要が堅調に回復する中で、一部の地域や時間帯等によっては、観光客の過度な混雑やマナー違反による地域住民の生活への影響や、旅行者の満足度の低下への懸念も生じている状況であり、適切な対応が必要。観光客の受け入れと住民の生活の質の確保を両立しつつ、持続可能な観光地域づくりを実現するには、地域自身があるべき姿を描き、実情に応じた具体策を講じることが有効であり、こうした取組を総合的に支援する。]
- **新しい地方経済・生活環境創生交付金(内閣府)** **新規**53,54
 [地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を、計画から実施まで強力に後押し。]
- **海業振興支援事業(農林水産省 水産庁)** **新規**55,56
 [海業の全国展開による、地域の所得向上と雇用機会の確保にむけて、漁港施設等活用事業の活用を促進するため、モデル地区における実証や、民間事業者と地方公共団体等のマッチングシステムなどの連携の仕組みや体制づくり、漁業者等が海業に一步を踏み出すための調査、効果分析、取組の実証実施等を支援。]
- **海業振興緊急支援事業(農林水産省 水産庁)** **新規**57,58
 [海業の全国展開による、地域の所得向上と雇用機会の確保に向けて、漁港施設等活用事業の活用等を緊急に促進するため、モデル地区における実証や、漁業者等が海業に一步を踏み出すための調査、効果分析、取組の実証実施等を支援。]
- **国立公園滞在環境等上質化事業(環境省)**59,60
 [国立公園内の利用拠点における滞在環境の上質化に係る計画策定及び当該計画に基づく利用拠点上質化整備等を行うことにより、外国人訪問者の国立公園での体験滞在の満足度を向上させる事業に対する補助。]
- **自然を活かす上質なツーリズム 人材育成・地域づくり支援事業(環境省)**61
 [「国立公園満喫プロジェクト」の推進には、国立公園をはじめとした自然を有する地域社会の持続的発展が必要との認識のもと、自然を活かし、社会や経済の課題も同時に解決する「上質なツーリズム」の実現を目指す人材の育成と地域作りを支援する。]
- **クルーズ等訪日旅客の受入促進事業(国土交通省)**62,63
 [我が国のクルーズ再興に向け、クルーズ等訪日旅客の需要を確実に取り込み、地域経済の活性化に繋げることが重要である。今後もクルーズ船の寄港回数は増加傾向にあり、港湾周辺地域における観光は地方誘客・消費拡大という面で大きなポテンシャルを有していることから、これらの観光資源を活用し、新たな消費の開拓や魅力向上を図ることが求められる。そのため、クルーズ船の受入体制の強化、クルーズ旅客等の満足度向上と地域経済効果の創出、クルーズ船寄港プロモーションの取り組みに対して支援を行う。]
- **「第2のふるさとづくりプロジェクト」先駆的事例創出モデル(国土交通省 観光庁)**64
 [過去3年間、地域との関係性の構築、滞在や移動環境の整備などにより、継続的かつ多頻度の来訪を促すプログラムを造成し、来訪者を関係人口化する取組を推進。これまでの3ヶ年の取組を通して継続的な来訪を促すプログラムモデルは構築できたものの、今後においては地域への経済効果の拡大や、事業の持続可能性の向上を目的とする。]
- **「第2のふるさとづくりプロジェクト」企業版第2のふるさとづくりモデル** **新規** (国土交通省 観光庁)65
 [過年度取り組んできた業務型ワーケーションからより地域と企業の強い結びつきを構築するプログラム造成に取り組み、地域への反復継続的な来訪に繋げる。地域課題やSDGs・ESG、イノベーション創出など、地域が提供する企業の関心度が高い体験型プログラムを通じて、学びから得た知見を企業が地域に還元していく「企業の関係人口化」に向けたモデル事例の創出を支援する。]

I-1. 特に…外部人材を活用したい！人材育成をしたい！

- **スポーツによる地域活性化・まちづくり担い手育成総合支援事業**(文部科学省 スポーツ庁)・・・66,67
[スポーツ大会や合宿の誘致・開催等のスポーツによる「まちづくり」を推進していくため、その担い手となる地域スポーツコミッション(地域SC)の質的な向上(経営の安定や運営を担う人材の育成・確保等)に向け、①新たな事業展開へのチャレンジ等をモデル的に支援するとともに、②研修講座の実施等の人材育成サポートや人材確保に向けたマッチングの実証を行い、自立・自走化した地域SCの増加を目指す。]
- **JETプログラム(語学指導等を行う外国青年招致事業)**(総務省／(一財)自治体国際化協会)・・・68,69
[外国青年を日本に招致し、地方公共団体において観光振興・国際交流業務や小中高校での外国語指導等に活用。]
- **外部専門家(地域力創造アドバイザー)招へい事業**(総務省)・・・70,71
[市町村が、外部専門家(「地域人材ネット」登録者)を招へいして、地域独自の魅力や価値の向上、地域力を高める取組に要する経費を特別交付税の対象とする。]
- **地域活性化起業人**(総務省)・・・72,73
[地方公共団体が、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る取組に対し特別交付税を措置する。]
- **地域おこし協力隊**(総務省)・・・74,75
[都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。隊員の活動に要する経費等を特別交付税措置の対象とする。]
- **観光地・観光産業における人材不足対策事業**(国土交通省 観光庁)・・・76
[人手不足の解消に向け、採用活動等の足下の対策、機械化・DX化推進のための設備投資支援等の短期的な対策、外国人材の活用、経営の高度化等の中長期的な対策など、あらゆるフェーズの人手不足対策を総合的に実施。]
- **通訳ガイド制度の充実・強化**(国土交通省 観光庁)・・・77
[インバウンド需要が回復する中で、多様な訪日外国人旅行者のニーズに対応できる通訳ガイドの確保を図るとともに、旅行者の満足度を向上させ、旅行消費額の拡大を図るため、通訳ガイドの質の維持・向上や、活用を促進する。]
- **地方創生カレッジ事業**((公財)日本生産性本部 地域経営支援センター／内閣府)・・・78,79
[「地方創生カレッジ」は平成28年12月に開講し、デジタルを含む地方創生に真に必要な実践的知識をeラーニングの形でオンラインのデジタルプラットフォームを通じて幅広く提供するほか、地域課題に対応した実地講座を実施。また、web上での連携・交流のほか、地方創生に熱意のある関係者のネットワーク拡充を図ることで、地方創生人材の育成・確保に繋げていく取組み。
DMOを中心とした観光分野の講座も多数提供している。]
- **地域周遊・長期滞在促進のための専門家派遣事業**(国土交通省 観光庁)・・・80,81
[旅行者の地域周遊・長期滞在を促進することを目的に、地域に専門家を派遣する。専門家は、課題解決に向けた戦略の策定、好循環を創出する施策の展開、多様な関係者の育成等の助言を行う。]
- **地域観光資源の多言語解説整備支援事業**(国土交通省 観光庁)・・・82,83
[観光庁は、①文化庁・環境省と連携し、分かりやすく魅力的な多言語解説文を作成できる英語のネイティブライター等の専門人材をリスト化、②地域に派遣し解説文の作成を支援。③解説文作成のノウハウを蓄積し、他地域へ横展開できるようガイドラインを作成するとともに、④専門人材の資質向上に資する動画コンテンツの作成など、ノウハウの浸透を図る取組を実施。
観光資源についての解説文が、多くの訪日外国人旅行者にとって「必要とする情報が載っていない」、「内容が難しすぎる」、「英語表現が不自然」と感じるといった課題が存在。よって、本事業では日本語原稿を単純に翻訳するのではなく、外国人目線での解説文作成を推進するため、ネイティブライター等の専門人材を活用。
また、本事業で作成している英語解説文を元にした中国語及び韓国語の解説文作成も併せて実施。]

■ **質の高い消費と投資を呼び込むためのデジタルノマド誘客促進事業** **新規**
(国土交通省 観光庁).....84
[令和6年4月より日本でもデジタルノマド向けの在留制度が施行。今後、観光ビザの期間を超えたロングステイのデジタルノマドの増加が予想。
質の高い消費と投資を呼び込むデジタルノマドの継続的な誘致・受入に向けて、地域の特性及びデジタルノマドのニーズに合わせた受入環境整備を図ることを目的とした調査事業及び補助事業を実施。]

■ **地方部における観光コンテンツの充実のためのローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業** **新規**
(国土交通省 観光庁).....85,86
[観光コンテンツの供給、コンテンツの質及び満足度の向上、地方誘客の促進並びに消費単価の向上に直結する地域の魅力を伝えるガイドの不足という課題に対応するため、特に地方部において、「人材確保」「人材育成」の入口戦略と「市場活性化」の出口戦略の双方を見据えた、地域特性等に応じた、地域一体となった総合的かつ戦略的なローカルガイド人材の持続的な確保・育成の取組を支援。]

I-2. 特に…文化・芸術関係の取組をしたい！

■ **文化芸術創造拠点形成事業**(文部科学省 文化庁).....87
[地方公共団体の文化事業の企画・実施能力を全国規模で向上させるとともに、我が国の文化芸術の基盤を形成してきた多様で特色ある文化芸術の振興を図るため、地域の実情を踏まえた、地方公共団体が主体となって行う文化芸術拠点形成に向けた取組を支援する。]

■ **歴史的風致維持向上計画の認定制度**(文部科学省 文化庁／農林水産省／国土交通省).....88,89
[地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境を「歴史的風致」と定義し、歴史的風致の維持及び向上に関する施策を総合的かつ計画的に講じるため、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画に対し、国が認定を行うことにより、地域の主体的な取組みを集中的に支援。]

■ **文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業**(文部科学省 文化庁).....90,91
[文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環の実現にあたっては、文化についての理解を深める機会の拡大及び国内外からの観光旅客の来訪促進が重要。
文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、文化観光推進法に基づき主務大臣により認定された計画に基づく事業等に対して支援を行う。]

■ **文化資源活用推進事業**(文部科学省 文化庁).....92
[「日本博2.0」の一環として、地方公共団体が主体となり、文化芸術や観光分野の専門人材を軸として地域のアーティスト、住民や芸・産学官との連携協力体制を構築し、地域の文化芸術資源を活用した新しい時代のインバウンド需要に資する文化芸術事業を積極的に支援する。]

I-3. 特に…エコツーリズムの取組をしたい！

■ **エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業**(環境省).....93,94
[地域の自然資源を活用した地域活性化を推進するため、エコツーリズムに取り組む又は取り組もうとする地域協議会に対して、魅力あるプログラムの開発、ガイド等の人材育成などの地域のエコツーリズムの活動を支援する。]

■ **エコツーリズム大賞(環境大臣表彰)**(環境省／(一社)日本エコツーリズム協会).....95
[エコツーリズムに取り組む個人事業者、企業、教育機関、自治体、協議会、地域団体等を対象に、優れた取組を表彰し、広く紹介するものです。]

■ **生物多様性保全推進支援事業**(環境省).....96,97
[各地域において実施される、一定の要件を満たす生物多様性の保全・再生に資する活動等に対し、財政的支援を行うもの。]

I-4. 特に…地域の魅力を発信したい！

- **インフラツーリズム(国土交通省)**……………98
[橋、ダム、港などのインフラ(社会資本)を観光資源として活用したインフラツアーを紹介するインフラツーリズムポータルサイトを平成28年1月22日に開設し、全国各地で実施されている現場見学会や民間事業者が催行するツアーなど、幅広く情報発信することにより地域活動を支援します。
施設見学を取り入れたツアーの企画・催行は各地方整備局等の窓口へご相談下さい。]
- **「食」の力を最大活用したガストロノミーツーリズム推進事業(国土交通省 観光庁)**……………99,100
[外国人旅行者から期待・需要が高い「食」について、魅力的なガストロノミーツーリズムコンテンツを造成し、インバウンドの地方誘客を促進することで、地域・周辺産業など様々な事業の好循環化を推進する。]
- **地域観光魅力向上事業(国土交通省 観光庁)** **新規**……………101
[将来に亘って持続的に地方誘客が促進されるよう、地域資源を活用した収益性が高く独自性・新規性のある観光コンテンツの開発から、適切な販路開拓や情報発信の総合的な支援を行い、中長期的に亘って販売可能なビジネスモデルづくりの支援を実施。]

I-5. 特に…DXを推進・ITを活用したい！

- **全国の観光地・観光産業における観光DX推進事業(国土交通省 観光庁)**……………102
[DXの推進を通じて、観光地における消費拡大や観光産業の収益・生産性向上を図るべく、地域の多様なコンテンツの販路拡大、レベニューマネジメント等に資するデジタルツールの導入支援や、DX活用に向けた専門人材による伴走支援を実施する。]
- **観光DX推進による地域活性化モデル実証事業(国土交通省 観光庁)**……………103
[観光地・観光産業におけるDXを推進し、「稼げる地域・稼げる産業」の実現につながる先進モデルを構築するべく、①地域活性化の好循環モデル、②生成AI活用モデル、③オープンデータ推進モデルの3つのテーマに関する実証事業に取り組む。]
- **地域経済分析システム(RESAS)による地方版総合戦略支援事業**
RESASポータル運用・保守事業
デジタル田園都市国家構想データ分析評価プラットフォームの運用・保守事業 **新規**
(内閣府)……………104,105
[地方創生を推進するため、地方公共団体等の地方創生の担い手に対して、RESAS等の普及・活用を促進する。]
- **観光戦略立案に資する国土数値情報(GISデータ)の提供(国土交通省)**……………106,107
[地域観光資源への誘客や周遊ルート作成、オーバーツーリズム対策等の観光戦略の立案について、具体的な地理的配置や位置関係をもとに検討できるよう、鉄道やバス等の交通インフラ、観光資源である世界自然遺産・文化遺産等のGISデータを国土数値情報として整備・無償提供している。]
- **人流データの利活用促進(国土交通省)**……………108
[EBPMに不可欠である人流データ(人の移動や滞留に関するデータ)の地方公共団体による利活用を促進するため、「ユースケースの創出」と「利活用のハードルを下げる取組(ツールの公開や利活用の手引きの作成など)」を行っている。
今後は、人流データの社会実装を促進するため、先進事例の横展開を図るほか、取得コストの低廉化に向けた取組等を行う。]
- **国立公園等多言語解説等整備事業(環境省)**……………109,110
[国立公園、国定公園等の案内板や展示物における多言語解説の媒体整備を支援するもの。]

Ⅱ【ハード事業】. 地域の基盤を整備して魅力を向上したい！（P.113～）

- 【再掲】持続可能な観光推進モデル事業（国土交通省 観光庁）……………113,114
[地域が観光地としての自らの価値を磨きながら成長を続け、次世代に受け継がれていくためには、環境、文化、社会・経済面の持続可能性が必須。また、観光地・観光産業が、収益性の向上を通じて必要な投資・人材育成を進め、持続可能なあり方で発展していくことが重要。
海外からの観光客数増加及び“持続可能な観光”に関するニーズの増加トレンドを逃さず、将来にわたって我が国の多様な観光地が“選ばれ続ける観光地”となることを支援すべく、観光計画策定支援・モデル実証を実施する。]
- 【再掲】地域における受入環境整備促進事業（国土交通省 観光庁／国土交通省）……………115,116
[我が国の各観光地における観光客の受入環境整備に当たっては、順調に増加するインバウンド旅行者を含めた観光客に対してストレスフリー・バリアフリーで快適な旅行を満喫してもらうための環境整備の側面と、観光地の住民の生活の質を確保しつつ、地域資源の保全・活用等を推進する側面の両面を、持続可能なあり方で追求することが重要。
本事業においては、全国の観光施設・公共交通機関等における受入環境整備の取組を支援するとともに、地域資源の保全・活用等に資する取組を集中的に支援。]
- 観光地・観光産業におけるユニバーサルツーリズム促進事業（国土交通省 観光庁）……………117,118
[国内旅行市場は、人口減少が進む中で、コロナ前の約10年間、旅行者数・消費額とも横ばいで推移してきた。
一方で、今後とも人口減少の影響は避けられない中、高齢者・障害者、訪日外国人旅行者等へストレスフリーな宿泊環境等を整備するとともに、2025年には、団塊世代が75歳以上の後期高齢者となり、高齢者旅行者の増加が見込まれるなど国内における新たな交流市場を開拓する取組が必要であるため、ユニバーサルツーリズムの推進により、需要の平準化や新たな交流市場拡大を進めるとともに観光産業の収益性の向上を図る。]
- 【再掲】街なみ環境整備事業（国土交通省）……………119
[住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅・地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成する。]
- 官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業（官民連携基盤整備推進調査費）
（国土交通省）……………120,121
[観光振興等の地域活性化に資することを目的とし、地方公共団体が民間の事業活動等と一体的に行うことにより、優れた効果の発現や効率性が期待できる国土交通省所管の基盤整備事業の事業化に向けた検討のうち、官側が実施する基盤整備にかかる課題の整理や機能検討、概略設計など施設整備の内容に関する調査費を補助するものです。]
- 【再掲】離島活性化交付金（国土交通省）……………122,123
[離島における地域活性化を推進するため、地方自治体等による離島の観光情報の発信、交流人口・関係人口拡大のための仕掛けづくり及び島外住民との交流の実施・繋がり構築の推進など、観光の推進による交流の拡大を支援する。]
- 離島広域活性化事業（国土交通省）……………124,125
[離島の自立的発展を促進し、島民の生活安定・福祉向上を図るとともに、地域間交流を促進し、無居住離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、ハード事業を支援する枠組みである社会資本整備総合交付金（離島広域活性化事業）の支援対象事業を拡充し、一層の離島振興を図る。]
- 【再掲】地域再生制度（内閣府）……………126,127
[地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法に基づき地方公共団体が作成する地域再生計画の認定等を行う。]
- 【再掲】中心市街地活性化制度（内閣府）……………128,129
[少子高齢化、消費生活等の状況変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進。
地方公共団体、地域住民及び関連事業者が相互に密接な連携を図りつつ主体的に取り組むことの重要性にかんがみ、その取組に対して国が集中的かつ効果的に支援を行う。]

- 【再掲】地域公共交通確保維持改善事業(国土交通省).....130,131
[地域のバス・鉄道の減便・廃止や運転者の不足等により、地域住民の移動に不便が生じているという現状の改善や、我が国成長のエンジンである観光需要の地方誘客に向けた観光二次交通の確保は、待ったなしの課題。「交通空白」解消に向け、「地域の足」「観光の足」の確保を強力に進めるとともに、デジタル技術も活用し、地域のあらゆる関係者が参画した連携・協働の取組を進め、地域交通の「リ・デザイン」を全国的に展開。]
- ローカル10,000プロジェクト(地域経済循環創造事業交付金)(総務省).....132,133
[産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型事業の立ち上げを支援する。]
- 【再掲】かわまちづくり支援制度(国土交通省).....134,135
[河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれにつながるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化、観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した賑わいある良好な空間形成を目指します。民間事業者の方々も、自ら発意をして「かわまちづくり計画」を策定する主体者となることが可能です。民間事業者の方々にも気軽に相談いただける「かわまちづくりよろず相談窓口」を開設しています。]
- 【再掲】観光地・観光産業における人材不足対策事業(国土交通省 観光庁).....136
[人手不足の解消に向け、採用活動等の足下の対策、機械化・DX化推進のための設備投資支援等の短期的な対策、外国人材の活用、経営の高度化等の中長期的な対策など、あらゆるフェーズの人手不足対策を総合的に実施。]
- 【再掲】ICT等を活用した観光地のインバウンド受入環境整備の高度化
(国土交通省).....137,138,139,140
[インバウンドの更なる増加に伴い、消費額の拡大や地方誘客の促進を図りながら、高い経済効果を全国に波及させるため、全国の観光地における個々の観光スポットや広域的な周遊に係る一体的な環境整備の取組等を支援する。]
- 【再掲】オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業
(国土交通省／観光庁).....141,142
[国内外の観光需要が堅調に回復する中で、一部の地域や時間帯等によっては、観光客の過度な混雑やマナー違反による地域住民の生活への影響や、旅行者の満足度の低下への懸念も生じている状況であり、適切な対応が必要。観光客の受け入れと住民の生活の質の確保を両立しつつ、持続可能な観光地域づくりを実現するには、地域自身があるべき姿を描き、実情に応じた具体策を講じることが有効であり、こうした取組を総合的に支援する。]
- 【再掲】国立公園滞在環境等上質化事業(環境省).....143,144
[国立公園内の利用拠点における滞在環境の上質化に係る計画策定及び当該計画に基づく利用拠点上質化整備等を行うことにより、外国人訪問者の国立公園での体験滞在の満足度を向上させる事業に対する補助。]
- 【再掲】国立公園等多言語解説等整備事業(環境省).....145,146
[国立公園、国定公園等の案内板や展示物における多言語解説の媒体整備を支援するもの。]
- 「食」の力を最大活用したガストロノミーツーリズム推進事業(国土交通省 観光庁).....147,148
[外国人旅行者から期待・需要が高い「食」について、魅力的なガストロノミーツーリズムコンテンツを造成し、インバウンドの地方誘客を促進することで、地域・周辺産業など様々な事業の好循環化を推進する。]
- 【再掲】質の高い消費と投資を呼び込むためのデジタルノマド誘客促進事業 **新規**
(国土交通省 観光庁).....149
[令和6年4月より日本でもデジタルノマド向けの在留制度が施行。今後、観光ビザの期間を超えたロングステイのデジタルノマドの増加が予想。質の高い消費と投資を呼び込むデジタルノマドの継続的な誘致・受入に向けて、地域の特性及びデジタルノマドのニーズに合わせた受入環境整備を図ることを目的とした調査事業及び補助事業を実施]
- 【再掲】地方部における観光コンテンツの充実のための **新規**
ローカルガイド人材の持続的な確保・育成事業(国土交通省 観光庁)・・・150,151
[観光コンテンツの供給、コンテンツの質及び満足度の向上、地方誘客の促進並びに消費単価の向上に直結する地域の魅力を伝えるガイドの不足という課題に対応するため、特に地方部において、「人材確保」「人材育成」の入口戦略と「市場活性化」の出口戦略の双方を見据えた、地域特性等に応じた、地域一体となった総合的かつ戦略的なローカルガイド人材の持続的な確保・育成の取組を支援。]

Ⅱ－１．特に…自然環境の整備をしたい！

- **自然環境整備交付金事業／環境保全施設整備交付金事業**（環境省）・・・152,153
[国立公園、国定公園等の保護と適正な利用を図るために都道府県が作成する自然環境整備計画、環境保全施設整備計画に基づく整備事業の実施に対して、必要な経費を国が交付することにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに地域の自然環境及び生物多様性の確保に寄与することを目的としている交付金事業。]

Ⅱ－２．特に…歴史・文化を活かしたい！

- **【再掲】歴史的風致維持向上計画の認定制度**
(文部科学省 文化庁／農林水産省／国土交通省)・・・154,155
[地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境を「歴史的風致」と定義し、歴史的風致の維持及び向上に関する施策を総合的かつ計画的に講じるため、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画に対し、国が認定を行うことにより、地域の主体的な取組みを集中的に支援。]
- **伝統的建造物群基盤強化**（文部科学省 文化庁）・・・156,157
[重要伝統的建造物群保存地区の修理等の事業を一体的に実施することにより災害に強く魅力的なまちづくりを実現する。]
- **国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業**（文部科学省 文化庁）・・・158,159
[文化財建造物の適切な周期による保存修理を行うと共に文化財の解説板、情報機器の設置や展示、便益、管理のための施設・設備等の特色ある活用の取組に対して支援し、観光資源としての充実及び地域の活性化を図る。]
- **【再掲】文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業**
(文部科学省 文化庁)・・・160,161
[文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環の実現にあたっては、文化についての理解を深める機会の拡大及び国内外からの観光旅客の来訪促進が重要。
文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、文化観光推進法に基づき主務大臣により認定された計画に基づく事業等に対して支援を行う。]

Ⅱ－３．特に…農林水産業を活かしたい！

- **【再掲】農山漁村振興交付金のうち地域資源活用価値創出対策**（農林水産省）・・・162,163
[農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、付加価値を創出することによって、農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図る取組等を支援。]
- **【再掲】農山漁村振興交付金のうち地域資源活用価値創出対策（農泊推進型）**
(農林水産省)・・・164,165
[農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の実施体制の整備や経営の強化、食や景観の観光コンテンツとしての磨き上げ、国内外へのプロモーション、古民家を活用した滞在施設の整備等を一体的に支援。また、農泊施設の避難所等としての活用を推進。]

Ⅲ 特例措置(特区)を利用して地域の魅力を向上したい！(P.168～)

■構造改革特区制度(内閣府).....	168,169
[構造改革を推進し、地域の活性化を図ることを目的として、地域の特性に応じた規制の特例措置を導入する。]	